

経済産業省 AIガイドラインに基づく 知財実務の再設計

【2026年版】AI利活用における民事責任の手引き：
知的財産分野への適用と実務アクション

経産省「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（第1.0版）」

- 2026年4月9日公表
- 不法行為責任（民法709条）
- 製造物責任に焦点

知財分野への
パラダイムシフト

1. AIの利用形態による
「注意義務の分岐」

2. 著作権・パブリシティ
権侵害における
「過失の認定基準」

3. 開発者・ベンダーに
求められる
「設計・説明の二重義務」

【基本原則】 AI利用の2類型と責任の転換点

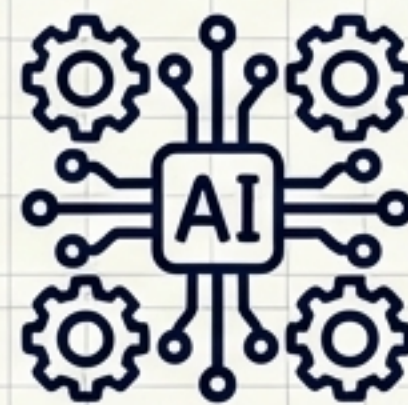
補助／支援型AI (Assistive AI)



定義:
最終的に「人の判断や行動を介在させる」ことが予定される類型

責任の所在:
人間の介入が前提。AI利用者の「本来の注意義務水準」は低下しない。

依拠／代替型AI (Reliant/Substitute AI)



定義:
人の判断や行動を「代替する」前提で、出力に依拠して用いる類型

責任の所在:
個別の結果確認から「業務プロセスの適正構築・運用義務」へ転換。

【責任の二元論】 開発者と利用者に課される義務構造

Shared Goal: Risk Mitigation

AI開発者・提供者

【設計上の注意義務】：
予見困難なリスクに対する権利侵害
防止措置（例：Re-captioning,
フィルタリング）

【説明上の注意義務】：
機能・性能の限界、ハルシネーショ
ンリスク、重要リスクの事前開示



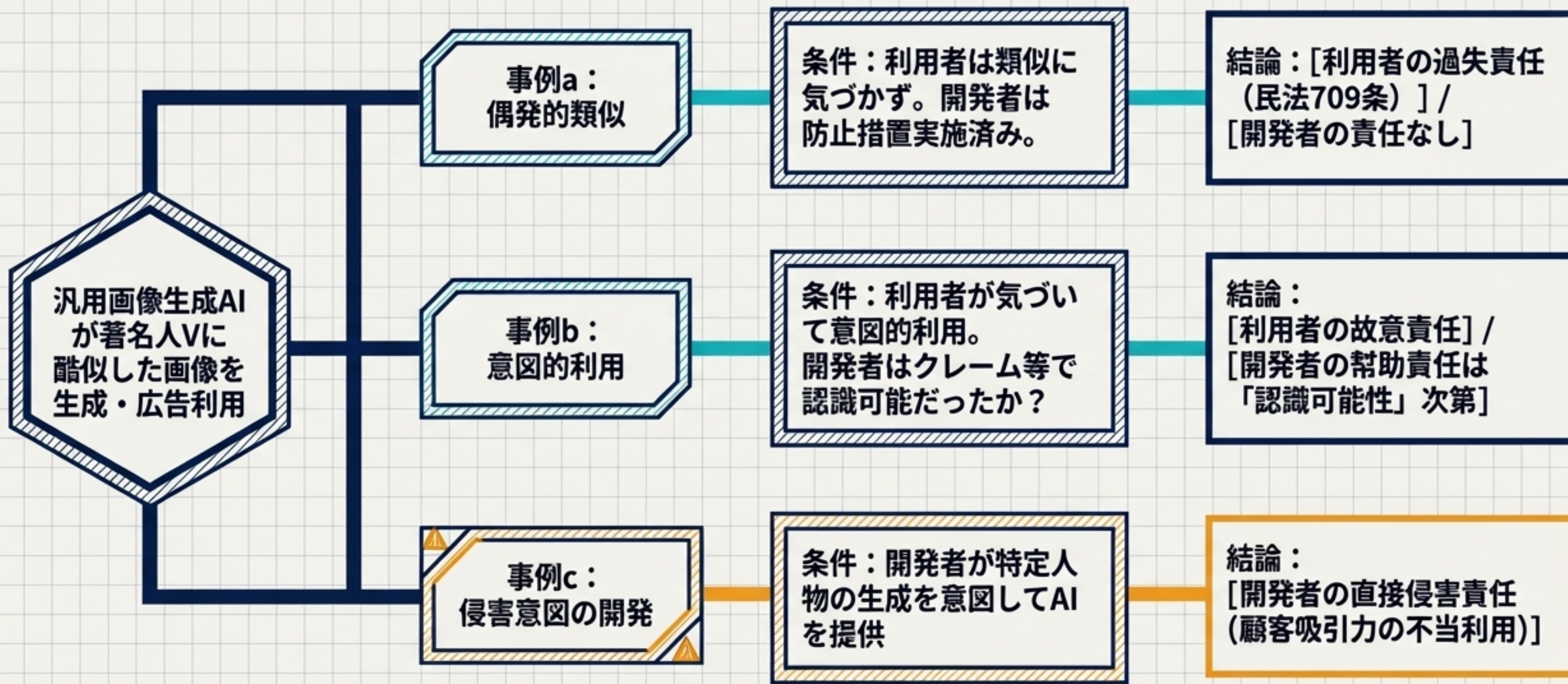
高度要件：
依拠型AIにおける
「通常人作業水準と同等以上の
精度」の合理的な担保

AI利用者 - 企業・特許事務所

【結果検証義務】（補助型）：
専門家としての調査義務維持、
AI出力の妥当性確認

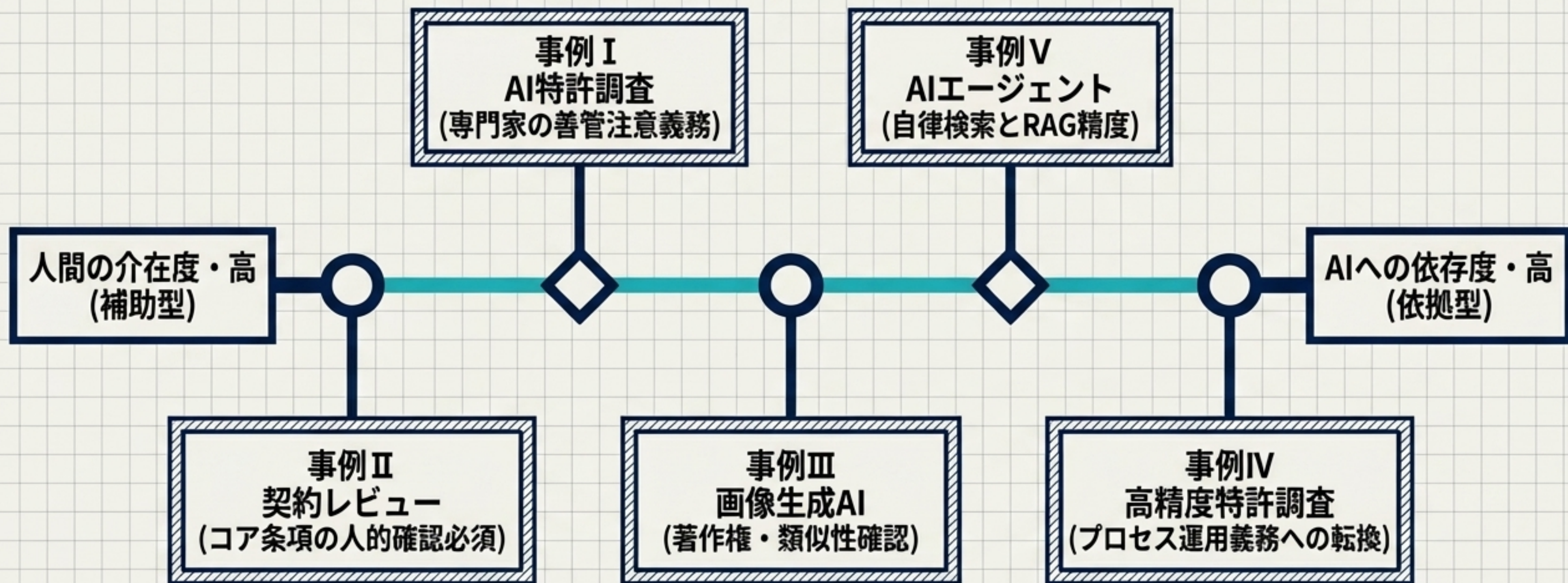
【プロセス管理義務】（依拠型）：
適切なシステムの選定、
運用環境の整備、
システム劣化のモニタリング

【基準ケース】画像生成AIとパブリシティ権侵害の責任分岐



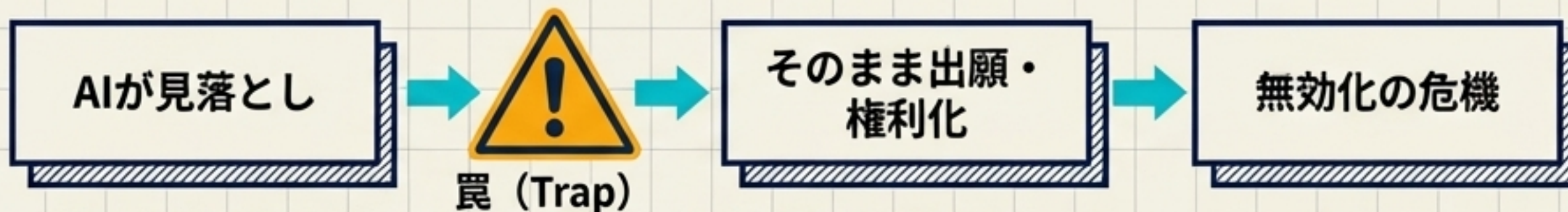
【応用俯瞰】 知財業務シナリオにおける AI類型スペクトラム

事例VI
手引き射程外
(AI発明者問題・権利無効リスク)



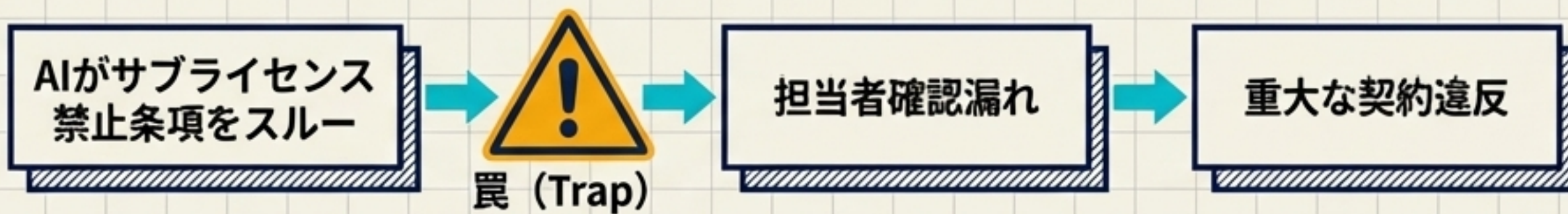
【知財事例Ⅰ・Ⅱ】 専門業務における「補助／支援型AI」の落とし穴

Scenario 1:
AI特許調査ツール
(先行技術調査ミス)



法的評価	対策
「AI使用の有無で専門家の調査義務水準は変わらない」。出力のみへの依拠は善管注意義務違反。	人間のレビュー工程の必須化。

Scenario 2:
AI契約レビュー
(ライセンス契約の見落とし)



法的評価	対策
法的判断の核心条項におけるAIへの過度な依存は過失を構成。	独占性・地域制限等のコア条項は人的精査プロセスから外さない。

【知財事例 III】 画像生成AIの実務利用と著作権リスク (R&D・マーケティング)

Phase 1：学習段階 (Training)
(日本著作権法30条の4)



原則：許諾なく利用可能
(情報解析目的)



例外リスク：享受目的の混在、
特定作家の「過学習
(Overfitting)」



Phase 2：生成・利用段階 (Generation/Use)
(特許図面・カタログ作成)

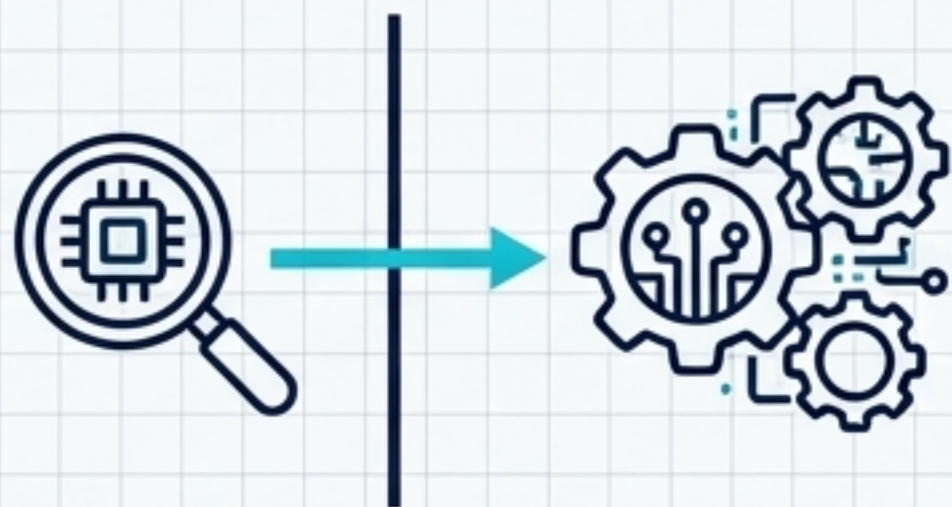
リスク構造：
出力画像が既存著作物・意匠に酷似。

法的評価：
AI生成物であっても、既存著作物との
「類似性・依拠性」が認められれば侵害。
利用前の確認を怠れば過失認定。

ベンダー防衛線：
Re-captioning、フィルタリング等の
設計上の注意義務の実装。

【知財事例 IV・V】高精度化による「依拠 / 代替型AI」への移行

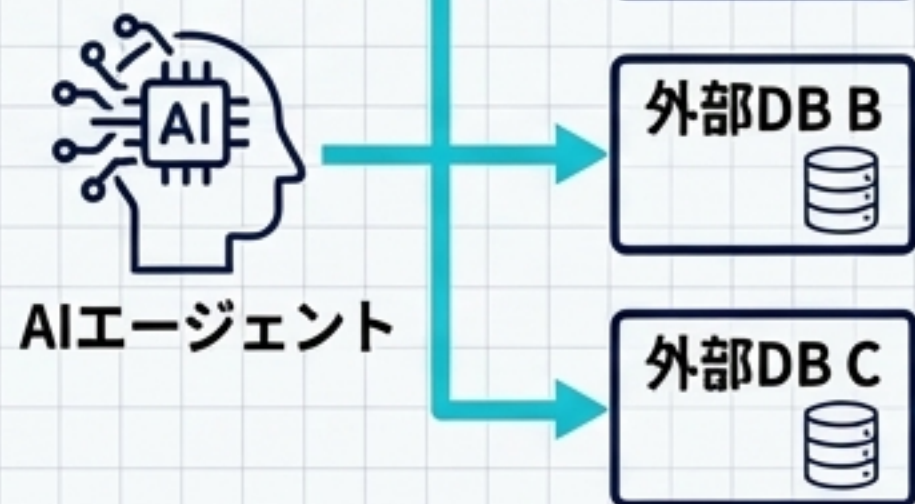
Case IV :
高精度先行技術分析サービス
(検出率98%超)



シフト :
・全件人手確認の免除
→「システムの適正な構築・運用義務」へ。

運用責務 :
・望ましい精度のAI採用、劣化モニタリング、ベンダーによる実環境テストの要求。

Case V : AIエージェント
(知財管理SaaSの自律回答)



⚠️ リスク :
・AIの外部DB自律検索による「フリー(非侵害)」の誤回答。

分岐 :
・補助型なら人員による検証体制必須。
・依拠型ならRAG精度の担保と情報鮮度管理(ベンダー責任)が問われる。

【知財事例 VI】 ガイドライン射程外の巨大リスク：AI発明者問題

Core Issue

民事責任（手引き）の外側にある、特許法上の「適法性・権利帰属」問題。

Landmark Ruling

- ・ 知財高裁 令和7年1月30日判決（令和6年(行コ)10006号） - 「DABUS」事件
- ・ 判決要旨: 特許法上の「発明者」は自然人に限られ、AIは発明者として認められない。

⚠ 実務上の脅威 (The Trap)

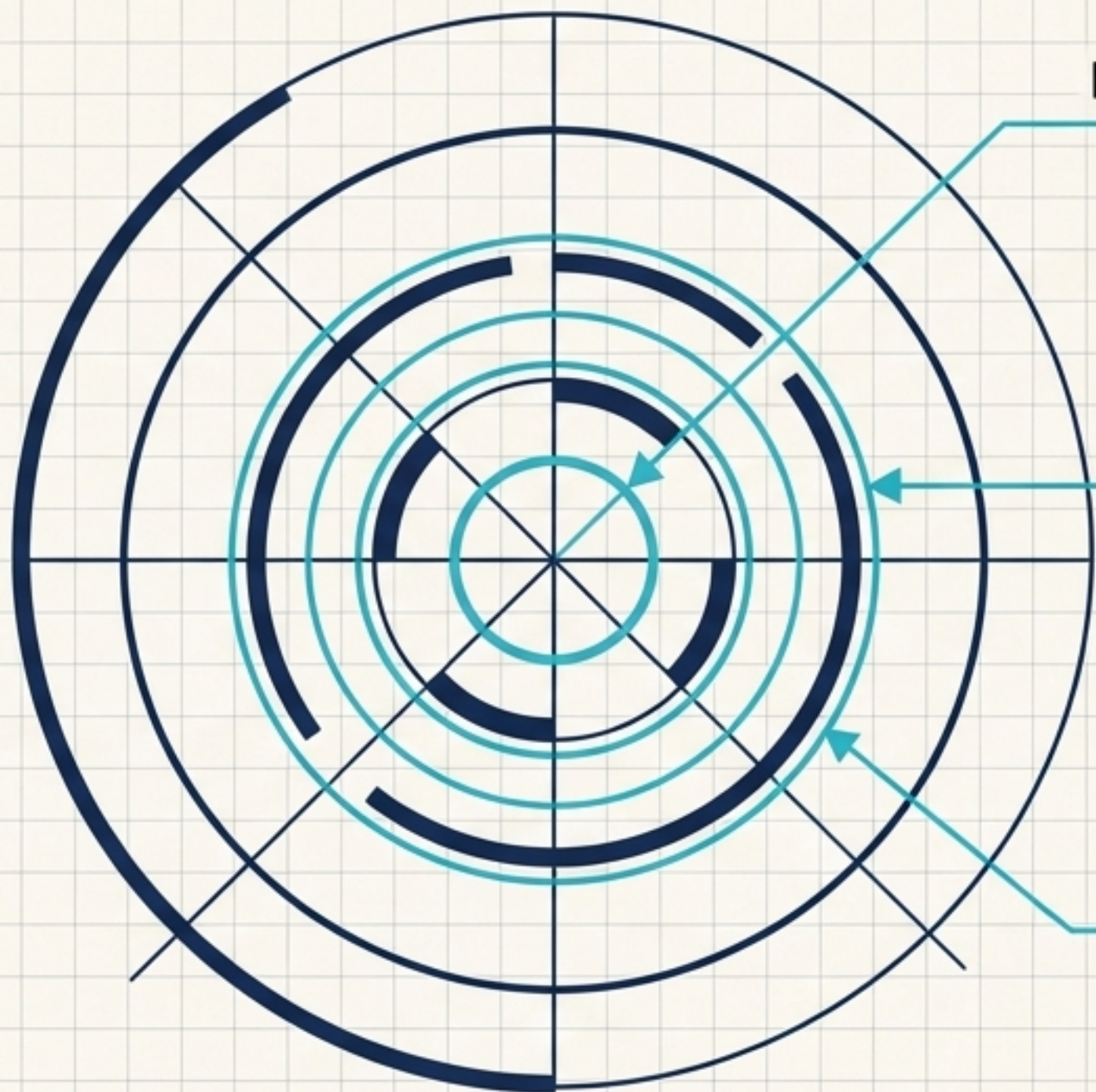
- ・ AIを利用して創出された発明を、利用者が「単なる補助」と誤認して出願。
- ・ 事後的に「実質的な発明者はAIである」と認定された場合、特許権が無効化される致命的リスク。



【実務指針】 当事者別・法的リスクマネジメント・マトリクス

利用場面	AI類型	利用者（知財部） の義務	開発者（ベンダー） の義務
先行技術調査 / 契約レビュー	補助 / 支援型	専門家としての最終判断維持、AI出力の独立検証体制の確保	精度限界・ハルシネーションリスクの明示的開示
画像・図面生成 (R&D/広告)	補助 / 支援型	既存意匠・著作物との類似性スクリーニング体制の構築	権利侵害防止フィルタの実装、同種トラブルの監視
高精度特許調査 / AIエージェント	依拠 / 代替型 (該当し得る)	定期的な精度劣化モニタリング、業務プロセスの再設計	通常人作業水準以上の精度維持、DBの鮮度保証措置

展望：次世代知財AI紛争における構造的障壁



Barrier 1: 立証の壁 (ブラックボックス問題)

- 課題: 学習データの偏りやパラメータ欠陥による調査漏れの立証は極めて困難。
- 対抗策: 民訴法223条 (文書提出命令) の活用、「過失の事実上の推定」法理の検討準備。

Barrier 2: 国際知財紛争 (越境リスク)

- 課題: 海外ベンダーのAIツール利用における裁判管轄と準拠法の不確実性。
- 注視点: 権利侵害結果が日本国内で生じた場合の日本法適用ルール。

Barrier 3: 著作権法のアップデート (30条の4の境界線)

- 課題: AI学習・情報解析と、著作権者の利益の「不当侵害」の線引き。
- 方向性: 文化庁・特許庁の最新ガイドラインとの並行監視が必須。

ガイドラインは終着点ではない。技術の自律化に伴い、知財実務における「人間の責任」は作業から設計・管理へと高度化する。